

鳥取市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月10日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第66号

鳥取市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取市児童手当事務取扱規則（平成3年鳥取市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下同じ。)」を削る。

第2条第1号中「「省令」」を「「規則」」に改め、同条第2号及び第3号中「省令」を「規則」に改め、同条第4号中「省令」を「規則」に、「第3項」を「第4項」に改め、同条第5号から第7号までの規定中「省令」を「規則」に改める。

第3条の見出しを「(記録・管理すべき情報)」に改め、同条第1号中「・特例給付」を削り、同条第2号中「(特例給付)」を削り、同条第3号及び第4号中「・特例給付」を削る。

第4条中「省令」を「規則」に改める。

第5条第2項及び第6条中「(特例給付)」を削る。

第7条の見出し中「基づく手当」を「よる支給」に改め、同条第1号中「児童手当額」を「支給額」に改め、「(特例給付)」を削り、同条第2号中「(特例給付)」を削る。

第8条を次のように改める。

(現況届の処理)

第8条 現況届の提出を受けたとき、又は規則第4条第3項の規定により現況届の提

出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書を、当該現況届を提出した者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知すること。

第9条第1項中「毎年2月、6月及び10月の3期」を、「毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期」に改める。

第10条を次のように改める。

(支払の通知)

第10条 口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書（様式第10号から様式第11号の2まで）により受給者に通知するものとする。

第11条中「(特例給付)」を削る。

第12条第2項中「省令」を「規則」に改め、同条第3項中「省令」を「規則」に改め、「(特例給付)」を削る。

第13条第2項中「省令」を「規則」に改め、同条第3項中「(特例給付)」を削る。

第15条第1号中「(特例給付)」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条、第15条関係）

(未雨)

(裏面)

「児童手当
様式第2号中
特例給付
關係書類」を「児童手当關係書類」に、
「調査等完了」

に改める。

様式第3号中「児童手当・特例給付」を「児童手当」に改める。

様式第4号を次のように改める。

「児童手当
関係書類」を「児童手当関係書類」に改める。
様式第5号中
特例給付

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

様

年　月　日

鳥取市長

印

認定
児童手当　　通知書
認定請求却下

年　月　日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定
次の理由で請求を却下
しましたので通知します。

認定に関する事項									
1.支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(うち第3子以降)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(うち第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(うち第3子以降)	人								
計	人								
2.手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(うち第3子以降)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(うち第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(うち第3子以降)	円								
計	円								
3.支給開始年月	年　月から								
4.支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由 ()									
備考 (教示)									

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条、第7条関係）

様

年　月　日

鳥取市長

印

額改定
児童手当　通知書
額改定請求却下

児童手当の額の改定については　請求、届出　により、次のとおり
職　　權　　改定
却下

しましたので通知します。

認定に関する事項	
1.改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人 (3歳以上) 人 (うち第3子以降) 人 計 人
2.改定後の手当月額	(3歳未満) 円 (3歳以上) 円 (うち第3子以降) 円 計 円
3.改定年月	年　月から
4.改定(増・減額)の理由 ()	額改定請求却下に関する事項
却下した理由 ()	
備考	

(教示)
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「児童手当支給事由」を「児童手当支給事由」に改める。

「児童手当支給決定」を「未支払児童手当請求却下」

「児童手当の支給」を「未支払児童手当の支給」に改める。

「児童手当支払通知書」を「児童手当支払通知書」に、

「児童手当の支給については、次のとおり支払いをしますのでこの通知書及び印鑑を持って市出納室でお受け取りください。本人が来庁できず代理人が受け取られるときは、委任状と代理人の印鑑をあわせてご持参ください。」

「児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって鳥取市役所本庁舎出納室窓口でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴

収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除
した額が児童手当の支払金額となります。」

改める。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第10条関係）

年　月　日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等）様

鳥取市長

印

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって鳥取市役所本庁舎出納室窓口でお受けとりください。受給者以外の方が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

1. 支払期間

年　月分から
年　月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

年　月　日

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

年　月　日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等）　様

鳥取市長

印

児童手当　支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年　月分から	年　月分まで
		支払金額	円	

合計　_____円

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第10条関係）

年　月　日

様

鳥取市長

印

児童手当　支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支払期間	年	月分から
		年	月分まで
支払金額		円	

「児童手当
支払差止通知書
を「児童手当支払差
止通知書」とおり
児童手当の支払」

「児童手当
の支払を「とおり児童手当の支
払」に改める。

「児童手当
に係る
を「児童手當に係る」に、「児童手
當」を「児童手当」に、「寄附として」を「寄附額として」に改め、同様式に次の
ように加える。

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりま
すので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用
を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。
確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申
告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得
者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、
住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合
は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まい
の市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

「児童手当
に係る
を「児童手當に係る」に、
特例給付」

「児童手当
から徴収
を「児童手当から徴収
に改める。
特例給付」」

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第14条関係）

年　月　日

様

鳥取市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年4月分	円 (月分保育料)	
年6月分	円 (月分保育料)	
年8月分	円 (月分保育料)	
年10月分	円 (月分保育料)	
年12月分	円 (月分保育料)	
年2月分	円 (月分保育料)	

（教示）

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市児童手当事務取扱規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。